

令和 6 年度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 1月臨時会付託案件 1

令和 7 年 1 月 2 7 日 (月曜日)

経済企業委員会会議録

令和7年1月27日 月曜日

午後 2時03分開議

午後 2時50分閉議（実時間46分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君
副委員長 木村博幸君
委員 上村哲三君
委員 金子昌平君
委員 谷口徹君
委員 中山諭扶哉君
委員 村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長 野々口正治君
経済文化交流部次長 竹原彰吾君
文化振興課長 米崎寿一君
総務企画部
文書統計課長 福田裕之君
部局外
選挙管理委員会事務局長
兼公平委員会事務局長 橋口伸一君

○記録担当書記 松崎広平君

（午後2時03分開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、傍聴人の方々に申し上げます。

委員会議事進行中は、円滑な議事運営のため、八代市議会委員会傍聴規程に基づき、発言や私語、拍手をしたり賛否を表明しないこと、また、場合によっては委員会室からの退場を命ずる可能性があることを申し上げます。

それでは、本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

それでは、条例議案の審査に入ります。

◎議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について

○委員長（古嶋津義君） 議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の野々口でございます。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

本日、経済企業委員会に付託されました条例議案、議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定についてにつきまして、竹原経済文化交流部次長が説明をいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○経済文化交流部次長（竹原彰吾君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の竹原でございます。よろしく願いいたします。

失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（竹原彰吾君） それで

は、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、令和7年1月9日付で旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定請求があったため、同条第3項の規定により、意見をつけて議会に付議する必要があるためでございます。

16ページから19ページまで条例案、20ページから23ページまでに意見書が記してありますが、この内容の概要をまとめた資料がありますので、そちらで説明させていただきます。

それでは、右上にですね、令和7年1月27日、経済企業委員会、議案第2号、文化振興課と書いてある資料がございます。こちらを御覧ください。

まず、本条例制定の趣旨であります。先ほど述べました提案理由と一部重複することがありますが、御容赦いただきますようお願いいたします。

令和5年7月26日に供用を廃止した八代市厚生会館の今後について住民の意思を確認することを目的とし、地方自治法第74条第1項の規定に基づく条例制定の請求が令和7年1月9日に行われ、これを同日に受理したことに伴い、同条第3項の規定により、当該請求に係る条例案について市長の意見をつけて議会に付議するものであります。

次に、請求に係る条例案の概要といたしまして、①制定の目的（第1条）では、旧八代市厚生会館について、解体するのか利活用するのかについて、住民の意思を確認すること。

②投票の選択肢（第2条）では、旧八代市厚生会館を保全して利活用することに賛成する。旧八代市厚生会館を解体することに賛成する。

③投票の期日（第4条）については、条例の施行日から起算して60日を経過する日までの

間において市長が定める日。

④投票資格者（第5条）につきましては、投票日において満18歳以上の日本国籍を有する者であり、告示日の前日において引き続き、3か月以上本市の住民基本台帳に記載されている者。

⑤投票結果の尊重（第24条）として、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならない。

⑥施行期日（附則）については公布の日と、それぞれ規定されております。

また、本条例制定についての市長の意見については、提案理由説明で述べられましたが、ここではその概要について説明させていただきます。

旧八代市厚生会館は、文化的側面や建築物としての価値など高い評価をいただいていた一方で、老朽化に伴う維持管理費の増大や舞台設備等の使いづらさに加え、駐車場の不足、興行面での採算性が低いなど多くの課題を抱え、休館前の利用者数は最盛期の2割以下まで落ち込んでおりました。

本市においては、旧八代市厚生会館の存続を排除することなく、これらの課題を解決する方策について民間提案の募集を含めた様々な検討を積み重ねた結果、苦渋の決断として施設の閉館及び機能移転の方向性を決定し、市議会に対し旧八代市厚生会館廃止の提案を行っております。市議会においても、市長としての意見や市民の皆様方の御意見を踏まえ、長年にわたる議論と慎重な審議を経て、令和5年6月定例会において旧八代市厚生会館廃止を議決されたものであり、この御判断を重く受け止めております。

現在、本市では施設の跡地において市民の皆様のにぎわいと憩いの場となるような空間を整備し、文化・芸術イベントの開催などを官民連携して実施するという機能移転の方向性に沿って、旧八代市厚生会館跡地利活用基本構想の策

定を進めているところでございます。

旧八代市厚生会館廃止に至るまでの経緯や跡地利活用に関する現在の取組状況を踏まえ、また、住民投票の実施により市民の間に対立や混乱が生じることは絶対に避けるべきであるとの思いから、本住民投票条例の制定に反対の意見を付した上で、市議会に御判断を求めることとするものです。

以上、本条例案に対する市長の意見をかいつまんで説明させていただきました。

以上が説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 今、御説明していただいた概要の中でですね、市長意見書の概要部分ですけども、下から5行目、旧八代市厚生会館の廃止に至るまでの経緯、ここをお聞きしたいと思うんですけども。

平成28年の4月か5月を潮目に厚生会館の方針が転換されたように思われるんですけども、それは、熊本地震とかでんでん館の建設とかが関係しているかどうか、お聞きをしたいと思います。

○文化振興課長（米崎寿一君） こんにちは。文化振興課の米崎です。

委員、今お尋ねいただきました経緯につきましては、平成28熊本地震の経緯等も考慮しているところでございます。大規模改修の必要といったところ等を踏まえてですね、全市的に公共施設の安全対策というところがやっぱり必要ということで、そういったことも検討していたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 次は、同じく市長意見書の概要の2行目ですね、老朽化に伴う維持管

理費の増大というところで、過去に遡って恐縮なんですけども、平成30年に当初予算でつり天井の改修設計業務委託費を計上されていましたが、これが結局執行されなかった理由をまた教えていただけますか。

○文化振興課長（米崎寿一君） 平成30年のつり天井の改修設計業務につきましては、事業者のほうの業務不履行というところで、つり天井の契約業務の、契約のほうを取消しという形になっておりまして、そういったところで業務のほうの遂行、その後も年度内の事業が見込めないということで、そのまま予算のほうは、たしか不用額というところで整理しているかと思えます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 同じ質問になりますけども、翌年度以降計上されなかった理由はありますか。

○文化振興課長（米崎寿一君） お答えいたします。

翌年度以降の計上につきましては、このつり天井の契約不履行を踏まえて合併以降ですね、新八代市におきまして四つのホール施設があるといったところも踏まえて、今後の在り方を検討する必要もあると。あと、改めて厚生会館の建物の状況を精査する必要があるということで、劣化度診断調査も行っているといったところになります。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 同じく市長意見書の概要のところの2段目に、様々な検討を積み重ねた結果、苦渋の決断としてと書いてありますけども、検討の中にはアンケートがあったと思えます。アンケートは何人に送付して、有効の回答はどれだけあったのか。それと、そのアンケートの中に厚生会館という具体的な固有名詞が含まれていたかどうかを教えてください。

○文化振興課長（米崎寿一君） アンケートのほうは、令和2年の6月に行いました、文化ホール等あり方検討に関する市民アンケートでございまして、18歳以上の市民3000名を対象に行っております。回答結果のほうは、有効回答数で1109名お答えいただいて、37%の回答でございました。

この中では、市内の四つの文化ホール、市長の意見書にもございますけれども、旧厚生会館と八代市公民館、それと鏡文化センター、桜十字ホール八代、この四つのホールについてのアンケートのほうを行っているところでございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 旧八代市厚生会館跡地利活用基本構想の策定を進めているということですが、その策定の進め方を教えていただけますか。

○文化振興課長（米崎寿一君） 令和6年度、本年度の事業としまして、旧八代市厚生会館の跡地利活用基本構想の策定を進めております。こちらにつきましては昨年の10月に、市民アンケート、それも3000名を対象に行いまして、併せて関係団体――商業団体、経済団体と文化団体というところに聞き取り調査等も行ってですね、そういった結果を今集約しているところなんですけれども、そういったところを踏まえて計画のほうの策定に反映させていくということを予定しております。本年3月末をめどに基本構想の完成というのを目指しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 先ほど来、他の委員からお話があるようですが、旧八代市厚生会館の市の方針決定に際して広く市民の意見の聴取を行っているかという話があります。私たちが令和5年の採決までのですね、もう1回整

理をしたいと思っておりますので、令和2年のお祭りでんでん館の建設に伴う厚生会館の休止以降の、それから令和5年の6月定例会までのいろんな市の施策をお聞かせください。

○文化振興課長（米崎寿一君） 委員御質問のほうなんですけれども、令和2年の2月から、5回にわたって開催しました八代市文化ホール等あり方検討会、こちらは文化、建築、経済分野に関わる有識者、ホールの利用者などで構成する検討会なんですけれども、こちらのほうでは、市として慎重に検討を行って方針を示してもらいたいという旨の御意見をいただくとともに、新たなホール施設の整備についても御提言をいただいているところでございます。

また、令和2年の6月に行いました、先ほど申し上げました市民アンケートにつきましても、四つのホール施設の今後に関する質問に対して、ほかの公共施設の建て替えと併せて複合施設を建設して効率化を図るという回答が42%と最も多くございまして、次に、費用削減のために一部を休館・閉館するといった回答が36%ということで、施設の縮減を求める回答というのを多数いただいている結果でございました。

そのほかに、ホワイエ部分の利活用に係る民間提案の募集を行っております。市民の皆様を対象とした意見交換会、施設見学会、市議会における一般質問、さらには市民団体の皆様から御提出いただきました公開質問に対しましても回答をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 請求に係る条例案の概要のほうですね、2番の投票の選択肢、第2条の部分になるかと思いますが、問いが二つあります。旧八代市厚生会館を保全して利活用する

ことに賛成する、もう一つは旧八代市厚生会館を解体することに賛成するというふうな2択の選択肢になっているんですけども、今の経緯も踏まえてなんですけれども、保全して利活用することとあるんですが、これらにですね、何か具体的な方策案ってあるんですかね。

○文化振興課長（米崎寿一君） 市としましては、施設の老朽化に伴う維持費の増大、あと採算性の低さ、駐車場不足とかいった、多額の費用をかけても改修できないという課題が多くありましたことから、苦渋の決断として閉館と機能移転という今後の方向性をお示しさせていただいたところでございまして、旧厚生会館建物を、保全して利活用する方策ということにつきましては、執行部としては想定をしていないといたるところでございまして。

今回の条例案では、参考までに、ホールとして施設の全部をまた再整備して活用するのかなどか、ホワイエ部分の一部を活用するか、あるいは外観のみを建物として保全するかといった施設の再整備に係るそれぞれの経費がどのぐらいかかるかといったところ、あるいは保全の範囲、具体的な利活用の方法というのが明示されていないといたるところでございまして、この点について住民投票を行ったとしても、市民の皆様のお意思をですね、正確に把握するということではできないというところを考えているところでございまして。

以上でございまして。（委員金子昌平君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 今回4303名ですか、署名が提出されたわけなんですけれども、審査の結果、無効だった署名数というのも少なからずあったやに聞いております。無効だった署名数とか、あるいはその内容といいますか、何で無効になったのか、そういうところをお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長兼公平委員会事務局長（橋口伸一君） 選挙管理委員会事務局の橋口でございます。よろしくお願いいたします。

委員御質問の署名審査の結果でございますが、全署名数が4404、有効が4303でございました。そのうち無効が101ございまして、まず、選挙人名簿に登録されていないもの、これが31。その内訳でございますが、市外住民が22、市内住民でありますが入居届をしてまだ3か月たっていないもの、これは選挙人名簿登録の資格と同じでございますが、これが8、それと本名に代わる名前が記載されているものが1ございまして。

次に重複署名、これは2回以上署名をされている数でございますが、これが58、それと署名の要件でございます欄がございます生年月日、これの記載がないものが5、それと自書でないもの、隣接する署名の筆跡と同じと判断したものが7ございまして、これらの合計が101でございました。

以上でございまして。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 署名簿についてはたしか縦覧期間が何日かあったと思うんですけども、もちろん今はそれが済んでいるわけで、今後それを公表するというようなことはできないわけでしょうか。

○文書統計課長（福田裕之君） 文書統計課の福田でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねの署名簿の公表でよろしかったですかね。公表につきましては、この署名簿につきましては7日間の縦覧期間があるため、その期間はどなたでも見ることができるとございまして、この直接請求における署名簿の縦覧といいますが、署名簿の署名の効力決定の正確を期するために関係人によりその効力決定の過誤の有無を検討させ、修正の申立てを行わせる趣旨で行われるものでありますことから、それ以

外での公表はできないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 元に戻って申し訳ないんですけども、厚生会館の跡地利活用基本構想、策定中でアンケートも取られたということですけども、たしかこれは業務委託だったと思うんですけども、市の考えとか住民からの意見とかはどのようにいったふうに策定をしている業者のほうに与えているのか、市の考えとかそういったのがきちんと構想の中に入れ込まれるかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○文化振興課長（米崎寿一君） 業務委託の事業者さんに対して計画の内容をどのように説明しているかとか、そういったところかと思えますけれども、当然こちらの執行部としての今の跡地の利活用、旧厚生会館の機能移転の方向性に沿った形で、どういった利活用ができるのかという情報のほうをお伝えてしています。

あと、現地における法的要件整理ということで、条例、都市計画法とか含めまして、そういった条件の提示のほうもしているところです。

あわせて、市民アンケート、関係団体のヒアリングにつきましても、情報のほうをお渡しをしております、それで中身の要件整理というところに、付加をしていただくといったところを考えている、今そういったところで打合せのほうをさせていただいているといったところになります。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） あり方検討会をずっとされてきまして、その中で四つですね、ホールのほうを検討されたみたいなんですけど、これをもって厚生会館を使わないというような結論に達されたという理解をしているんですけど、厚生会館の廃止についての、直接的な議論を何でそのとき同じ土俵の上ではなくて、厚生会館

の議論をあり方検討会として、何で厚生会館だけをされなかったのかなど。廃止する、廃止しないって重要な問題だと思いますので個別にやっぱやらなきゃいけないかなんかというふうに思います。見解が何かあればお願いします。検討されたのかというところですね、そこは。

○文化振興課長（米崎寿一君） 旧厚生会館について個別に廃止の検討をなぜしなかったのかというような御質問かと思えます。

先ほど御説明いたしましたように、八代市、平成17年合併以降、文化施設が四つに増えたということと、あと厚生会館についても築年数は一番古うございますけれども、ほかの三つの文化施設も築年数はほぼ同等の年数、平成に入ってからなんですけど、たっております。それをやはり総合的に検討していかないと、八代市の中で文化施設の在り方というのを、方向性を示すことができないんじゃないかということで、この四つの施設の在り方検討という場で検討をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） 四つの施設の在り方の検討がされたのは分かっているんですけど、もう一步踏み込んで、厚生会館を廃止するような個別の検討はされなかったのでしょうかというのが質問だったんですけど。厚生会館について、廃止をする、しないの第三者の検討はされなかったのかという。

○文化振興課長（米崎寿一君） 失礼いたしました。個別の施設、旧厚生会館について廃止の有無についての第三者での検討というのは行っておりません。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 住民投票のお話にちょっと戻させていただきたいんですけども、仮に住民投票を行った場合、それらに対する人員で

すよね。どのぐらいの動員をかけていかなければならないのかという点と、それらにかかってくる経費というのは、どのぐらいかかってくるのかというのを教えていただければなと思います。

○選挙管理委員会事務局長兼公平委員会事務局長（橋口伸一君） 委員質問の、住民投票になった場合、かかる人的資源と費用につきましてですが、まず住民投票は、投票事務に延べ約500人、開票事務に約200人、市民へお願いいたします投票立会人や期日前投票の管理者及び期日前投票の立会人、これが延べ約300人、合計1000人程度の人的資源が必要になるかと思われま。

それと、仮に住民投票になった場合の経費でございますが、まず、予算としましては、試算しましたところ6100万円程度と想定しております。これは、記号式投票で1種類の投票でありました昨年実施されました令和6年の県知事選挙の予算が6701万円ございまして、そこから不要となるポスター掲示場の費用と、逆に必要となる投票用紙の費用、ポスター掲示約900万円を引きまして、投票用紙が130万円ほどかかります。今般の物価高騰や人件費高騰などを加味したところで6100万円と算定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 関連するのでちょっとお尋ねですが、住民投票においてですね、その意思を反映したと言える投票率とはどれぐらいを想定をしておられますか。

○文化振興課長（米崎寿一君） ただいまのお尋ねは第24条の住民意思の反映というところかと思っております。合併後の八代市における市長、市議選挙の投票率は約80%から57%の間の投票率とこれまでとなっております。また、参考までに他市の住民投票条例を見ました

場合、多くの自治体が投票率の設定を投票資格者の総数の2分の1以上と規定がされております。

私ども執行部としては、条例案の修正に係る権限はございませんものの、今申し上げたところからすると2分の1以上というところが必要ではないかと思料しているところではございません。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 先ほど、住民投票になる場合、仮にですけど予算的に6100万円と出ました。一番心配するのはこの財源です。確認の意味ですけど、交付税の措置とかはあるのかないのか、そこだけの質問です。

○選挙管理委員会事務局長兼公平委員会事務局長（橋口伸一君） 委員御質問の件でございますが、交付税措置等あるかどうかという話でございますが、まず、交付税措置はございません。一般財源のみの対応となるかと思われま。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

○委員（木村博幸君） 令和6年度の事業として今実施中でありまして、先ほど谷口委員からも出ましたけど、旧八代市厚生会館跡地利活用の基本構想の進め方が先ほどありましたが、もう少し突っ込んで、公表の時期は先ほどありましたが、進捗状況をちょっと詳しくと、それからさらに、当該基本構想の策定において実施される市民アンケートですけど、その中でですね、解体反対の意見とかそういうのがもし出ていれば、どの程度出ているのか、お聞かせ願えたらと思いま。

○文化振興課長（米崎寿一君） 先ほど御説明いたしましたけれども、基本構想の業務委託につきましては、現在、作業中というところで、今年度の末の完了を予定しているところでござ

いまして、完了後、定例会、この委員会等において詳細の御説明をさせていただくとともに、市のホームページ等により市民の皆様への周知等を図る予定としております。

また、市民アンケートの内容等につきましては今整理をしていると先ほど申し上げたところなんですけれども、あくまで今回の跡地利活用の業務委託については跡地の利活用に関するアンケートといったところになりまして、施設の解体の是非についての設問というのは設けておりません。しかしながら、自由記入の欄において、建物を残してほしいといったところの御意見をいただいたところが、有効回答数が1059件あったんですけれども、そのうち35件ぐらい、そういった御回答をいただいているところです。詳細については、集計を行って公表する予定としております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

○委員（木村博幸君） 続けてですが、旧八代市厚生会館跡地利活用の基本構想の策定を含めて今後の予定などがあれば、大まかな流れについて御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○文化振興課長（米崎寿一君） 跡地利活用基本構想でございますけれども、今年度いっぱい、3月末までを策定期間として策定を今進めているところでございまして、この基本構想では導入する機能といったのをイメージしやすいパース図的などところでお示するとともに、また、同時進行といいますか、今年度の事業としては、建物、旧厚生会館の記録動画の撮影も行っております。そういったところについても、こちらの議会のほうへ御説明を行って、併せてホームページ、ユーチューブ等で市民の皆様へ周知を図る予定ということを考えております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 今回の直接請求に関してですが、我々も令和5年の6月にね、判断をしたところであります。今ちょっといろいろ話を聞くと、直近の熊本市あたりでもね、住民投票の請求があったというふうに聞いておりますが、ほかの市町村の審議の状況について、分かる範囲内でお知らせができますか。私たちも責任、二元政治の一翼を担ってですね、令和5年に判断をした部分でありますので教えてください。

○文書統計課長（福田裕之君） 直接請求に関しましてのほかの市町村での審議状況についてお答えをいたします。

総務省のホームページに掲載をされております令和3年4月1日から令和5年3月31日までの条例の制定または改廃の直接請求による調べによりますと、市町村分の集計といたしまして、18件が議会に付議をされ、そのうち可決が1件、修正可決が2件、否決が15件となっております。

なお、先ほど委員がおっしゃられたように、熊本市において直接請求による住民投票条例が否決をされているという状況でございます。

以上でございます。（上村哲三委員「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 今の直接請求の他の市町村の統計がもしあればですね、今のやつでいいですけど、資料を請求したいと思います。よろしいでしょうか。後日でいいです。後で終わってからですね。

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、皆さん、資料請求が今ありましたが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、資料請求をお願いしておきます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（谷口 徹君） 情報が、何が正しいか正しくないか、ましてそれを市民の方々が判断するための提供がですね、なされていないと思うんですよね。住民投票が情報を市民の皆さんが広く知るいい機会かなと私は思います。そのときに市のほうもきちんと情報のほうを提供していただければと思います。

それと、民意の反映ですけれども、令和5年6月定例会で厚生会館の設置条例が廃止になりました。廃止に反対の立場で私は採決しましたが、私の後援会の中でもですね、厚生会館を存続する、いや、解体だというふうに非常に分かれています。一議員の判断が全て自分の背景にいる後援会とか支持者の民意を反映しているとは思えませんので、しかも、令和5年なので選挙があってから2年目で、その選挙では厚生会館のことは議題にも争点にもなっていませんでした。ですので、令和5年の6月定例会が民意を反映しているとはちょっと信じがたいというふうに思いますので、ぜひ今回、住民投票で民意のほうを反映させていただければというふうに私は思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。意見です。

○委員（中山諭扶哉君） 一方的なですね、例えば、でんでん館の開館時に電気設備を移転してとか、そのときは分からなかったことが今になって分かってきている部分があると。耐震化も済んでるのに20億円かかるということも言われてますが、もうちょっと安く済む方法があるのではないかと、いろいろ住民の方たちも意見を言っています。耳をですね、私は傾けるべきじゃないかなというふうに思います。意見です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 条例案の第2条では、投票するときは、旧厚生会館を保全して活用することに賛成するか、旧厚生会館を解体することに賛成するかの2択からどちらかを選ぶ選択方式となりますが、以前ですね、きちんとした市民意見交換会とか、それから現地の見学会とかを踏まえ——あり方検討会の後ですよ——、それに加えて一番私が思っていることは、以前当会館のホワイエ部分の利活用について、私も大分何か提案があるんだなど大分期待してたところなんですけど、全く民間からの提案募集に反応がなかった、応募がなかったということでした。これをですね、やっぱり議会は重くやっぱり受け止めて議決まで行ったということの一つに私は手を挙げた形になりますけど。

それで今、保全して利活用するということが一旦結論が出ているものを再度同じ内容で民間に募るという形になるわけですが、これはやっぱり市民の理解を得られないと私は思いますので、反対の意見として申し上げさせていただきます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 私は過去、合併前に住民投票を経験した人間でございます。住民投票の実施によりですね、市民の間に対立や混乱が生じ、しこりが残ったと聞いております。また、他の市町村でもそういう事態があったというふうなことも聞き及んでおります。

実際、私たちの地区ではですね、議会が反発して、その1週間後に合併の賛成がまた行われたということで、その直近の選挙において、2地区の議員が選挙に出られなかったということも私は知っております。

そういうふうな市民、議会を、巻き込んで絶対的にこの問題は避けるべきであるというふうに思っております。

以上、意見です。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はございませんか。

○委員（金子昌平君） 先ほど来お話を聞かせていただいたんですけれども、やはり保全して活用することにですね、具体的な方策がないということ、また、解体した後の跡地活用のビジョンがまだ見えていない状況の中で、住民投票を行うと、さらに混乱を招くおそれがあるのではなかろうかというふうに思います。また、そういった混乱を避けるためにもですね、間接民主制というものがあるんだと思いますので、私はそちらを尊重したいというふうに思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手少数と認め、本案は否決されました。

小会いたします。

（午後2時49分 小会）

（午後2時50分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了しました。

これをもって、経済企業委員会を散会いたします。

（午後2時50分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年1月27日

経済企業委員会

委員長